

## 平成28年度第1回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成28年5月31日（火曜日）午後2時～午後4時

場 所 武蔵野総合体育館 3階 大会議室

出席委員 柳沢会長、与座副会長、稲垣委員、入江委員、島崎委員、水庭委員、村尾委員、堀内委員、高野委員、大野委員、深田委員、本間委員、米次委員、清塚委員代理熊谷委員

欠席委員 井口委員

出席幹事 恩田都市整備部長、福田まちづくり推進課長

説明員 東京都水道局建設部対馬施設設計課長

傍聴者 3人

質疑応答者	質疑応答
	<p>【開会】</p> <p>－委員の就退任の報告－</p> <p>－委嘱状の交付－</p>
事務局	<p>それでは、副市長よりご挨拶を皆様に申し上げます。</p>
副市長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は市長は他の公務で出かけておりますので、かわりまして、副市長、私、堀井がご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>ただいまは1号委員の皆様方に、新しい委嘱状をお渡しをさせていただきました。皆様方、再任を快くお引き受けいただきまして、再度委員として就任をいただけるというのは、大変ありがたい、心から感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>また、2号委員、3号委員の委員の皆様については、引き続き、よろしく願いをいたしたいというふうに思っております。</p> <p>本審議会は、市長の諮問に基づきまして、都市計画事項についてご審議をいただく附属委員会でございます。</p> <p>私が申すまでもなく、都市計画は、市政にとって極めて重要な、とりわけハード面にとっては、極めて重要な事項をご審議いただくものでございます。都市計画につきましても、現在の課題の解決ということと、さらに武蔵野市の将来にわたっての、まちづくりの基礎づくりをご審議いただくということで、大変皆様にとってご負担をおかけする内容でございます。</p> <p>私どもも都市計画につきましても、市民全体の合意を得るよう、最大限の努力をしておりますが、現在のところ、さまざまな課題がある。</p>

	<p>また、市民の意識も非常に多様化をしているということで、なかなか全ての案件について、市民全体で合意をすることが難しいことも出てまいります。それを最後、その案には賛成できなくても、計画としてご納得いただけるには、この審議会の皆様が市民の意見を聞きながら、かつ、専門的大所高所に立ったご議論をいただいた結果であるということが前提になるだろうというふうに思っております。</p> <p>本日、継続してご審議をいただきます境浄水場の件も、地元では大変関心の強い事項でございます。ぜひ、皆様方の専門的な知識を踏まえて、大所高所からのご議論をいただいて、その結果を市のほうに反映していただければというふうに思っております。</p> <p>これからまた、皆様方に大変お世話になりますが、どうぞ引き続きよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>本日、市長にかわりまして、ご挨拶をさせていただきました。よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">－副市長退席－</p> <p style="text-align: center;">－会長の選出－</p>
会長	<p>また2年間、議事進行を務めますので、よろしくご協力をいただきたいと思っております。それでは、議事に入ります。</p> <p>その前に事務局より報告がありますので、お願いします。</p>
事務局	<p>本日、1号委員の井口委員がご欠席というご連絡がございました。また、本日、清塚委員の代理といたしまして、熊谷警防課長にご出席いただいております。よろしくお願いたします。</p> <p>都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したことを報告いたします。</p> <p>なお、本日、幹事のほか、説明員といたしまして、東京都水道局から建設部施設設計課長、對馬課長、武蔵野市建築指導課建築確認担当課長、佐藤が出席をしております。</p> <p>以上になります。会長、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>本日は、一応4時をめどに進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>傍聴のお申し出がございますか。</p> <p>3人の傍聴の希望があるようですが、いかがいたしましょうか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>では、異議なしということで、傍聴を許可します。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>

	<p style="text-align: center;">－傍聴者入場－</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>それでは、日程 2、継続審議事項（1）27議案第 4 号「武蔵野都市計画境浄水場地区地区計画の決定」及び（2）27議案第 5 号「武蔵野都市計画用途地域の変更」に移ります。</p> <p>この件については、今回、水道局から對馬課長に出席いただいております。水道局からは、昨年11月の都市計画審議会で、再構築事業の説明をいただきました。いただき、基本方針が審議、了承されております。今回改めて、建物のプランについて、ご説明いただきたいと考えております。その後、引き続き、福田幹事から議案の説明をいただき、質疑応答を行います。</p> <p>では、對馬課長、よろしく申し上げます。</p>
對馬課長	<p>本日は、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、ご挨拶したいと思います。水道局建設部施設設計課長の對馬といいます。前任の佐藤の後任になります。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、きょうご審議いただきます建物の高さ、建物の建つ線といいたいでしょうか。道路境界からの離れといいたいでしょうか、その辺について図面を、今、参考資料がお手元にあるかと思いますが、また、スクリーンのほうを見ていただきながら、説明させていただきます。</p> <p>今ごらんになりますように、平面図と断面図がありますが、道路境界から北側の部分は、建物の線がおおむね、約30mで考えております。また、同様に南側についても30mというふうに今、考えております。また、東側については既存の施設がございますが、新武蔵境通りから15mの離れという、この線の中で建物の設計を今、進めているというところがございます。真ん中あたりにA-A断面とありますが、今回の施設で一番高いものが、西側にありますポンプ室等というものが、これが約18mの高さになるかというところがございます。</p> <p>もう少し詳しい図面で申し上げますと、井ノ頭通りから植樹があって、そこから維持管理用の道路があって、おおむね30mと申しました。というのは、維持管理用の外側の階段、これはほんの一部でございますが、その部分が少し出るというところで、5 m ぐらいの階段が少し出る部分がありますが、おおむねの建物の離れについては、井ノ頭通りから30mというふうに考えております。</p> <p>次に、高さでございますが、これも先ほど申しましたように、きょうはパースを持ってまいりました。これが全ての、これでいくということ</p>

	<p>ではなくて、あくまでもイメージだということでお考え願いたいと思いますが、一番西側のこのポンプ室等の高さが、井ノ頭通りから少し階段状になりますけれども、一番高いところで18mぐらいの高さというふうに考えておるところでございます。</p> <p>今申しましたように、これからご審議いただく高さや道路境界の離れというところの概略説明です。どうぞ、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、福田幹事から都市計画について、説明をお願いします。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>それでは、27議案第4号「武蔵野都市計画境浄水場地区地区計画の決定」諮問、都市計画案について及び27議案第5号「武蔵野都市計画用途地域の変更」諮問（都市計画案）について、説明いたします。</p> <p>今回、2件の案件につきましては、本年2月の都市計画審議会に諮問いたしまして、3月に公告・縦覧し、境浄水場における地区計画の決定及び用途地域の変更に関する都市計画原案について、意見書などを踏まえまして検討を行い、今回、都市計画案として諮問するものとなっております。</p> <p>説明はパワーポイント等を使用して行いますので、スクリーンのほうをお願いいたします。</p> <p>まず最初、境浄水場についてですが、都市計画マスタープランでは、大規模公共公益施設として位置づけられており、施設の利用に変更がある場合は、当該地区のまちづくりや周辺の状況と調和するように誘導することとしております。今回、再構築事業を実施するに当たりまして、用途地域の変更が必要となることから、浄水場という大規模公共公益施設の必要性を踏まえ、周辺環境に配慮するため、地区計画を策定した上で、施設立地が可能となる用途地域に変更することとしております。</p> <p>都市計画の変更手続を進めるに当たりましては、境浄水場における地区計画及び用途計画等に関する基本方針を昨年12月に公表し、周辺住民等に説明を行いながら、進めているところでございます。</p> <p>次に、その基本方針の内容についてでございますが、都市計画を変更する目的を2点挙げてございます。1点目は、土地利用の維持として、必要な施設の再構築を可能とし、公共公益施設としての土地利用を維持する。2点目といたしまして、周辺環境の保全として、良好な住環境及び自然環境を保全するものとしてございます。この目的に沿いまして、地区計画の決定及び用途地域の変更を行っていきたいと考えております。</p> <p>それでは最初に、27議案第4号、地区計画のほうから説明させていただきます。</p> <p>地区計画につきましてですが、都市計画原案からの変更箇所について、最初に説明したいと思います。資料4-4の新旧対照表をお願いし</p>

たいと思います。

よろしいでしょうか。資料4-4の新旧対照表の3ページの、地区の区分の面積、壁面の位置の制限、これは制限値の部分は、5ページの部分の凡例になります。それと4ページの建築物の高さの3カ所となっております。

地区区分の面積につきましては、面積を精査したことによるものとなっております。壁面の位置及び建築物の高さにつきましては、都市計画の原案時、高さと壁面の離隔の関係から、周辺環境を保全できる数値としておりましたが、本地区計画が境浄水場の再構築事業に対して行うものであること、また、都市計画の数値と再構築事業計画の数値が異なることでわかりづらいなどの意見書を踏まえ、再構築事業計画の数値に合わせることでございます。

それでは、地区計画の都市計画案の概要を説明いたします。スクリーンをお願いいたします。

地区計画の目標は、境浄水場が広域的な安定給水の確保に向けた重要な機能を担うことを踏まえつつ、周辺の低層住宅地及び玉川上水周辺の環境と調和に配慮した良好な市街地の形成を図る。また、集客施設が立地する地区においては、周辺の市街地環境に配慮しつつ、にぎわいのある街並みの維持を図るとしてございます。

これらの目標を踏まえまして、区域を浄水施設地区と、沿道商業地区に区分し、浄水施設地区は周辺の良好な住環境などを保全しつつ、境浄水場の機能更新が進められるよう、浄水施設の規制誘導を図ります。

また、沿道商業地区は、周辺の市街地環境が保全され、浄水施設の誘導にも支障がないよう配慮しながら、にぎわいのある街並みを維持することとしております。

次に、地区施設でございます。周辺の良好な住環境及び自然環境への配慮と良好な沿道空間の形成、また、緩衝帯として環境緑地を位置づけております。環境緑地の配置、規模については、幅0.5mで、北側が740m、南側が約690mで、全長の2分の1以上を緑化することとしてございます。

次に、建築物等に関する事項につきましてですが、浄水施設地区と、沿道商業地区に区分して設定いたします。建物の用途の制限は、浄水施設地区につきましては、水道施設以外は建築してはならないとし、沿道商業地区では現行の規制のとおりといたしますが、沿道商業地区の一部、第一種中高層住居専用地域の区域は、次の議案第5号の用途地域の変更で、第二種住居地域に変更しますが、地区計画で現行の第一種中高層住居専用地域の規制とするようにしてございます。

壁面の位置の制限及び建築物の高さは、先ほど説明したとおりの変更

を行い、再構築事業計画に合わせまして、壁面の位置は北側、南側は原案時20mから30mと変更します。東側については、15mのまま変更はございません。

建物の高さにつきましては、原案時20mとしておりましたが、今回の都市計画案では18mという形に変更してございます。こちらのほうは、壁面の位置の制限を示した図面となっております。

次に、建築物等の形態または色彩その他意匠の制限でございますが、浄水施設地区は、周辺の街並みに配慮したものとすることとし、屋外広告物に関しては、浄水施設地区と沿道商業地区の両方に設定している形になります。垣または柵の構造は、浄水施設地区に設定し、生垣、緑化フェンス、透視性のあるものとしてございます。

また、土地利用に関する事項につきましては、敷地の20%以上の緑化と既存樹木の維持、保全を図ることとしてございます。

それでは、議案資料の4-2、都市計画図書で都市計画案の内容を、もう1度、一通り通して説明したいと思いますが、今、説明した部分は省略させていただきたいと思っております。

議案資料の4-2をお願いしたいと思います。まず最初、1ページ目でございます。地区計画の名称は、境浄水場地区地区計画、位置は武蔵野市関前一丁目地内、面積は約23.5haとなっております。

地区計画の目標は記載のとおり、周辺の状況、浄水場の再構築の必要性、都市計画マスタープランの位置づけなどを踏まえ、先ほど説明した2点の目標としてございます。

2ページ目をお願いいたします。区域の整備、開発の保全に関する方針でございますが、土地利用の方針は、本区域を浄水施設地区と沿道商業地区に区分し、記載のとおり土地利用を誘導することとしてございます。

地区移設の整備の方針は、先ほど説明したとおり、環境緑地を2カ所としますが、やむを得ない場合は、敷地内に公開されている部分に同等の緑化を行うことで、代替できるものとしてございます。

建築物等の整備の方針は、用途制限、建物の高さ、形態、色彩、その他意匠の制限、垣または柵の構造制限の5項目について定めます。

その他、当該地区の整備、開発、または保全の方針は、既存樹木の保全と敷地内緑化に努めることといたします。

3ページ目をお願いいたします。地区整備計画についてでございますが、地区施設の配置及び規模は記載のとおりとなっております。

建築物等に関する事項、地区の区分は、浄水施設地区と沿道商業地区の2区分で、面積は記載のとおりとなっております。

建築物等の用途の制限は、浄水施設地区につきましては、水道法第3

条2項に規定する施設と、それに附属する施設といたします。沿道商業地区につきましては、第二種住居専用地域に変更となる部分の一部、第一種中高層住居専用地域の用途制限とする形にしてございます。

壁面の位置の制限は、先ほども説明したとおりでございますけれども、ただし書きで一部、除外規定を設ける形としてございます。

4ページ目をお願いいたします。壁面後退区域における、工作物の設置の制限でございますが、水道施設の用に供する工作物、または公益上必要な工作物で、景観に配慮され、市長が認めたもの以外は設置できないことといたします。

建築物の高さは、事業計画に合わせて18m以下といたします。建築物の高さにつきましては、建築基準法施行令によるものとし、塔屋など水平投影面積が、建築面積の8分の1以下のものにつきましては、高さに算入しないものとしております。

建築物等の形態または色彩、その他意匠の制限は、浄水施設地区は建築物、工作物に関しては、周辺の住環境などと調和した落ち着いたものとする。また、外壁が長大壁面となる場合は、圧迫感を感じさせないものとするとしてございます。

屋外広告物につきましては、記載のとおりとなりますが、沿道商業地区内において、第二種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更する区域に関しては、屋外広告物に関して浄水施設地区と同様の制限といたします。

5ページ目をお願いいたします。垣、または柵の構造制限、土地利用に関する事項につきましては、記載のとおりとなっております。

これらの内容を踏まえまして、都市計画の決定理由につきましては、記載のとおり、原案から変更はございません。

続きまして、27議案第5号、用途地域の変更について、説明いたします。用途地域の変更につきましては、都市計画原案からの変更はございません。

スクリーンのほうを、お願いできればと思います。

先ほど、説明いたしました地区計画の決定を踏まえ、土地利用の観点から、必要な浄水施設の再構築が可能となるよう用途地域を変更いたします。用途地域の変更内容は、用途地域を第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更いたしますが、建蔽率、容積率、敷地の最低限度、高度地区、防火・準防火地域等は変更いたしません。

区域については、もともとのこちらの部分が示している区域となります。

次に、議案資料5-2、都市計画図書について説明いたします。

議案書の資料5-2の2枚目の裏面が、新旧対照表となっております。

す。新旧対照表につきましては、変更箇所を括弧で表示してございます。今回の変更で、第一種中高層住居専用地域が約22.6ha減となり、第二種住居地域が22.6haの増となります。

同じ資料5-2の1枚目の裏面をお願いいたします。都市計画の変更理由につきましては、記載のとおり、原案から変更はございません。

続きまして、地区計画の決定及び用途地域の変更に関する都市計画原案に対する意見と見解について説明いたします。恐れ入りますが、27議案第4号の資料4-5をお願いいたします。

意見募集につきましては、3月1日から22日まで行い、3通の意見をいただいております。意見の内容は、都市計画原案に関するもの、再構築の事業計画に関するもの、その他に分類して見解とあわせて表示してございます。

都市計画原案に関するものにつきましては、大きく4項目に分類されておりまして、市民の憩いの場の提供ですとか、壁面の位置と高さ、形態、意匠、色彩に関するもの、原案の説明に関するものとなっております。

では、資料4-5の意見と見解について、説明したいと思います。

まず最初に、1の部分でございます。高度浄水処理施設により生み出されるであろう敷地を供用することで、2年前に破壊されている自然環境の回復を図り、市民の憩いの場として開放すべきというご意見をいただいております。

これにつきましてはの見解につきましては、境浄水場の再構築事業の建物配置計画上、また浄水場内のセキュリティの問題から、地区施設として広場等を整備する地区計画とすることは困難であります。周辺の良好な住環境及び自然環境へ配慮するとともに、良好な沿道空間を形成するため、井ノ頭通り沿いと桜通り沿いの環境緑地を地区施設といたしております。

次に、2というところで、こちらは1、2、3、あと裏面にわたってあるんですけども、まず最初の四角の部分でございます。都市計画原案に示された壁面の位置について、新武蔵境通り側とその他の側面において条件が異なり、同地域の住民への配慮が著しく欠落している。第一種低層住居専用地域等に面する浄水場東側に対して、他の壁面後退の20mに比べ、基準を緩和する内容になっており、当該地区の市民にとっては圧迫感のある景観となるばかりか、貴重な冬至の西日を奪われる可能性があるというご意見でございます。

これにつきましてはの見解は、新武蔵境通りが36mの広幅員であり、道路区域内に環境緑地帯があること等も踏まえ、十分に日照の確保及び圧迫感の低減が図れる制限値と考えます。また、東側に向かって建物が低



くなる施設計画であることから、著しく景観や日照に影響があるとは考えてございません。

次に、2の2つめの四角になります。浄水場北側において、高さを制限するとのことだが、20m近い建物による圧迫感や日照がなくなることについて不安を感じる。

これにつきましての見解は、今回の地区計画では、建築物等の高さの最高限度を定めるほか、壁面の位置の制限を設定しており、日照の確保や良好な景観形成、圧迫感の低減を図りますとしています。

続きまして、大きい2番の下部分でございます。こちらは(1)、(2)、(3)、裏面の(4)というふうな形で4区分になっておりますが、まず(1)の部分、現在の都市計画原案によると仮に可能な範囲で、北側寄りに最大の建築物を建設した場合、冬至日の日影が民有地まで影響するのではないかと。日影が浄水場敷地内または道路内までにおさまるようにしていただきたい。

(2)として、壁面の位置等に関する東京都水道局の説明と、都市計画原案による規制値には10m以上の乖離があり、地域住民に対して混乱や誤解をもたらしている。

(3)といたしまして、都市計画原案の壁面の位置、高さ等について、東京都水道局が行ってきた説明にかなった内容に改めるとともに、より厳格に規定されるべき。

また、裏面の(4)の部分につきましては、仮に地区計画で北側壁面の位置の制限を敷地境界線から30m、高さは最高でも16mと定めたとしても、現在予定している浄水施設の建設は可能である。そこで、現在の都市計画原案よりも、北側壁面の位置の制限をさらに後退させ、高さの最高限度もさらなる低層化を要望するというふうなものでございます。

これにつきましての見解につきましては、地区計画の原案では、武蔵野市都市計画マスタープランや、当該及び周辺の土地利用の現状を踏まえ、さらに周辺の住環境の保全を可能にする値として、壁面の位置の制限20mや、建築物等の高さの最高限度20mを定めた経過がございます。これは仮に可能な範囲で北側寄りに最大限の建物を建設した場合でも、日照を確保できるような値であると考えております。しかし、地区計画の案では、今回の都市計画変更及び決定が再構築事業を前提としたものであること、また住民意見を踏まえ、井ノ頭通り側と桜通り側の壁面の位置の制限を原則30mとするとともに、建築物等の高さの最高限度を18mと変更いたします。

続きまして、左側の大きい3番目になります。こちらのほうにつきましては、建築物の外壁等が長大な壁面となる場合は、形態や意匠の工夫により圧迫感を感じさせないようにするとのことであるが、壁面の色

は、周辺の樹木等とも調和する緑色や青等の明るい色を要望するというものでございます。

これについての見解でございますが、地区計画の原案で建築物及び工作物の形態、色彩及び意匠について、周辺の良好な住環境及び自然環境との調和が図られるよう、落ち着いたものとするとしており、原案のままで、壁面の色についても制限されるという形になってございます。

続きまして、左側の大きい4番目になります。こちらの上の部分でございますが、地域市民から寄せられた疑問や不安の声に対して、必要十分な説明資料等が用意されず、適切な説明が尽くされていないことから、拙速とも言える本都市計画案に反対する。

これについての見解でございますが、都市計画の変更に関しては、昨年9月より6回の説明会を開催し、再構築事業の内容及び都市計画の変更について説明を行ってきました。また、問い合わせ等についても水道局と連携して対応しております。本都市計画変更は、水道事業の公益性を踏まえ、周辺環境に配慮した建物計画とすることで手続を進めていきます。

4番の下の部分でございますが、高齢化社会に対応し、事業計画のイメージをつかみやすくするため、さまざまな視点から描写した完成予想図(モニタージュ)を含めたリーフレット等を事前に配布するとともに、意見募集についても封筒と用紙をセットするなど、容易に意見の申し出ができるようにしてほしい。

これについての見解でございますが、事業計画のイメージをわかりやすく表現したものについて、今後の説明会において、適宜適切な表現により、説明がなされるよう東京都水道局に要望いたします。意見募集については、市報やホームページ等により広報するとともに、意見募集期間に説明会を行ってございます。意見書の提出につきましては、郵送のほか、メールやFAX等も可能となっており、適当であると考えておりますというふうな形で見解としてございます。

なお、再構築事業計画に対する意見につきましては、東京都水道局から見解を示しておりますので、その他とあわせてご参照願えればと思っております。

続きまして、3月12日に開催いたしました、都市計画原案に関する計画の概要について、報告したいと思います。

当日は、23名の出席者がございました。出席者からの主な意見等についてでございますが、1月の説明会での説明により、高さが高く、壁面の位置が少なくなっている。スケジュールが当初よりも前倒しになっている。都市計画審議会に周辺住民の状況はきちんと伝わっているのか。

	<p>説明会に水道局も出席すべき。境浄水場と東村山浄水場の施設能力の必要性について疑問に思う。事業の必要性を説明してほしい。説明を聞いていない人がいるため、説明会の資料を公開できないか。1月の説明よりも建物の高さが高くなることはないのか。説明資料で建物のイメージがわからないため、具体がわかる資料で説明してもらいたい。これにつきましては、機械の不具合による影響も一部あるかとは思いますが。また、玉川上水側の建物の床と高さは何mになるのか、などございました。</p> <p>最後になります。今後のスケジュールでございます。本日の審議会で都市計画案について了解が得られましたら、6月下旬に公告・縦覧を行い、説明会、意見募集を行いたいと考えてございます。</p> <p>その後でございますが、7月下旬に都市計画審議会に付議し、8月の下旬ごろ、都市計画の決定及び変更をしたいと考えてございます。</p> <p>説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>それでは、ご意見をいただきたいと思いますが。</p> <p>A委員。</p>
<p>A委員</p>	<p>ご説明ありがとうございました。何点か、いろんな会でも出ているかもしれないんですけども、確認も含めて、質問、確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、議案の第4号の、4-2の4ページの「壁面後退区域における工作物の設置の制限」というところで、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りではないということがあります。この景観への配慮等は、多分この下に書かれているいろいろ景観がというようなところも考慮してということだとは思いますが、このあたりは、どなたが、最後は市長が判断するとは思いますが、これだったら景観に配慮がされているとか、その辺の最終判断はどなたがして設置になるのか。また、それは最初に設置する前に何か公表があるのか。それとも、どなたかがこれでいいと判断をされて、市長の了解を得られれば、特に何も示されることなく、多分、工作物という看板等かなと思うんですけども、そのあたりどういった流れで設置に結びつくのか、今の見解を伺いたいと思います。</p> <p>あと、もう一つ、2番目といたしまして、資料4-4の3ページですね。壁面の位置の制限というところで、新旧対照表で、新のところはかなり、先ほどの説明だと、浄水場の計画に合わせてわかりやすく、それに合わせて変更したという説明がございました。最初は、旧だと50㎡以内だったのが、新しくなると、もう軒の高さが5m以下で、かつ面積が60㎡と、平米数で言えばふえているところがあります。具体的にもう計画に合わせていくことですので、このあたり、どこが具体的に計画に合</p>

	<p>わせて変更になったのか、お示しをいただきたいと思います。</p> <p>あと（２）のほうは、なかなかわかりづらいと言うか、ちょっと自分と解釈が違うといけないので、このあたり、もう少し細かく説明をしていただきたいなと思います。私は、この東京都の水道局の資料だと、右上のポンプ室の隣の建物ですか、外壁からちょっと出ている部分がそれに当たるのかなとも思ったんですけども、ちょっとそのあたり、具体的にどういうことなのか、教えていただきたいなと思います。</p> <p>あと最後に、スケジュールの予定についてですけれども、先ほども説明会の際にそのスケジュールの予定のことについて意見があったということで、私も当初のスケジュールだと11月ごろに変更決定というスケジュールだったかなと思ひまして、今の予定ですと、8月下旬というところで、3カ月ぐらい前倒しになっている、その要因ですとか、そのあたり教えていただければと思います。</p> <p>以上、3点、よろしくお願いいたします。</p>
会長	福田幹事。
福田幹事	<p>まず最初、1点目の部分で、その工作物等に関する部分になるかと思ひますけれども、当然、地区計画がかかっている区域につきまして、水道局のほうがそのような形で工作物等を設置したいというふうな形になりますと、今後その地区計画内で定められている条件がクリアしているかどうかというチェックの申請をしていただくような形になってございます。その中で、その工作物等に関しての仕様、もしつける場合、仕様等を提示していただきまして、当然内部のほうで、その辺の部分が景観等に配慮された、周辺環境に影響のないものかというふうな形の判断をいたしまして判断するという形で、基本的には、こちらの地区計画の中にも書いてございますように、最終的には市長の判断というふうな形になるかなと思ひてございます。</p> <p>資料4-4の3の壁面のただし書きの部分、2つ質問をいただいております。まず最初（1）の部分、最初の質問は（1）の部分かと思ひます。面積等々、その辺が変わってくるというふうな形になってございますけれども、基本的には今回、再構築事業で、水道局さんがメインで建てられる、平面図の大きく囲われている赤枠がございまして、この部分ではなくて、既存の建築物扱いになる場所。例えば、南側の部分でいくと、砂を洗う洗砂装置が建築物というふうな形になっているですとか、東側の部分においても、既存の施設というふうな形が該当してきます。それで、数値が変わったことにつきましては、当初20mというふうな形で壁面線を原案のときには設定しておりましたので、面積的にも60㎡とかなりましたけれども、今回、壁面線の位置を30mまでずらしたことによって、既存の施設を除外するというふうな形で、少し面積を上げ</p>

たというふうな形になってございます。なので、(1)の部分につきましては新規に建てる建物ではなくて、既存として、今後も使用し続ける水道局の比較的小さい建築物が周辺部にありますので、その部分を除外する規定というふうな形になってございます。

(2)のほうの部分について、すみません、地区計画の中に書かれている部分では、ちょっとわかりづらい部分もあるんです。この部分につきましては、すみません、ちょっと消えてしまったけれども、水道局さんのほうからの説明にもありましたとおり、西側から2つ目の建物で、階段室等が出ている部分というふうな形の建物をイメージしていただければと思います。水道局さんのほうの説明にもありましたとおり、建物の主たる壁面は30m離れるという形になりますけれども、一部、階段室等の部分について出っ張る部分が出てきているという部分で、その部分を除外する規定というふうな形で設けてございます。考え方につきましては、当該建築物の外壁のうち、当該道路境界線に面する外壁等の中心線というのが、要は外壁面の延長と考えていただきまして、実際出っ張る部分の延長が、赤い線の延長の5分の1以下の部分については除外するというふうな考え方をしてございます。

説明会等においても、30mと20mとの建物の差が壁面線で当初あるというふうな話を受けた中で、壁面線を20mに設定いたしますと、20mから30mの10mの空間のところについては、建物を建てようと思えば建てられるのではないかというふうな意見もございました。そういうことを防止するために、厳密に運用するために、ぎりぎりのところまで壁面線を当初設定いたしまして、ただ、施設の機能上必要な小規模な部分については除外規定を設けるというふうな形の地区計画の設定にしてございます。

続きまして、4点目でございます。スケジュールに関する部分でございますけれども、スケジュールに関しましては、これまで6回の説明会を行っておりまして、公共公益施設としての必要性とか事業の内容について説明を行いまして、水道施設の必要性については理解できるというふうなご意見をいただいている状況でもございます。

また、建物計画については、影響を低減することなどを含めて、都市計画の内容の説明もあわせて行っている状況でございますけれども、建物計画につきましては、今後につきましても、都市計画の決定変更以降になりますけれども、まちづくり条例等を含めて、説明の機会とかというものは当然あるというふうにご考えていること。また、当初の11月というふうな形で、一番示したスケジュールにつきましては少し余裕を持った形で設定しておるんですけれども、この部分につきましては、適切なタイミングで地域の方々にも情報を出す説明を行っていくというほう

	<p>が、より理解が進むのかなというふうな形で、このようなスケジュールを設定しているというふうな形になってございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>よろしいですか、A委員。</p>
A委員	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>質問内容に関しては、大体理解ができました。</p> <p>最後に意見といたしまして、先ほどの工作物についても、最終的には市長が判断を下すということですが、その中の前提ですむときですか、先ほど副市長の挨拶でもありましたとおり、今、市民の方のいろいろ考え方は多様化しているところもあります。職員だけで、これは景観に配慮しているだろうと思っても、やっぱり一部の人ではこれはどうかというような意見もあるかと思えます。</p> <p>また、説明会に関しても、この前、先ほど意見という質問で、十分な説明ではなかった等の意見もございますので、前倒しもあれですけども、やっぱり急がば回れで、住民の方には、説明をしっかりとさせていただきたいなど、最後に意見を述べて終わりにしたいと思えます。</p>
会長	<p>それでは、ほかにご発言ありませんか。</p> <p>B委員。</p>
B委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>まず、住民の皆様からのご意見の中で、わかりやすい説明をということで、先ほどパスをつけていただいたので、非常にこういう目に見えるような形で書いていただくとよくわかるかと思うんですけども、その際に、多分住民の皆様の興味は、自分ちからその建物がどう見えるかという部分だと思いますので、これはグーグルの航空地図ですけども、何というんですか、この合成したものというんでしょうか。こちらの関前側、武蔵野市側、北側の絵柄というんですか、今マンションがあつてとか畑があつてという部分も、このパスに書き入れていただくと、住民の皆様の自分ちからは、ここがこういうふうな階段で、ここがあいているとか、そういうことがよくわかるかと思えますので、ある一定程度、設計が目に見える形でできているので、ぜひ住民説明会の折には、皆さんからわかる図にさせていただければというのは要望として申し述べさせていただきます。</p> <p>それから、住民の皆様のご意見の中で、都のほうに寄せられたご意見で、やはり、ずっと説明会の中で、最初のほうからあったかと思うんですが、なぜ南側ではなく北側なのかと。確かに南側ですと、玉川上水が間に挟まって住宅になっているので、そこに大きな建物が建っても、住宅地からは非常に遠い形ですよね。北側というのは、すぐ北側にもう住宅があるので、非常に住宅に近い形になっている。その場合に、緩速ろ</p>

	<p>過池を残したいという都のご意見が、住民ご意見の2のところでしょうか、に書いてあって、その次の一番最終ページのところに、高速ろ過を入れるということで、この多摩川水系が近年、藻の繁殖によりカビ臭が発生して課題となっています。ということは、緩速ろ過はカビ臭いということになるのでしょうか。その緩速ろ過を残す必要性という部分は、しっかりと市民に説明する必要があるかと思うんです。この緩速ろ過を残す、エネルギーが少なく、ろ過できるものを残すというのは、災害時とかを想定してという理解でよろしいのでしょうか。この高速、相当な能力の高速ろ過、急速ろ過の装置を入れるということは、これがなくても東京の水のバックアップというものは保たれるかと思うんですが、あえてこの緩速ろ過を残すという意味は災害時を想定としてというふうに考えてよろしいのかどうか、ちょっとご確認をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>今のご質問は前回、実は済んでいる議論ではありますが、一応、念のために、じゃ、お答えください。緩速ろ過を残す必要性について。これは水道局にお願いしたほうがいいですか。</p>
<p>對馬課長</p>	<p>それでは、私のほうからご説明します。</p> <p>まず1点目の要望、今回改めてパースを用意させていただきました。また、周辺環境も含めたパースもこれからということですので、まずもって、それに関しては、今後説明会の中で、住民の方がいろんな視点でどういうふうな形のものができるんだろうというふうなことは十分それにお応えして、理解を深めていかなければいけないと思っておりますので、それはお約束して、いろんな説明会の中でご提示していきたいなというふうに思っております。</p> <p>それと、緩速ろ過については、これは非常に良好の、多摩川の水というのは、どちらかというと非常に良好できれいですね。きれいな水であればゆっくりろ過することによって、非常に水道で言えばおいしい水がつくれるということです。それで、今、境の原水については、多摩川の水が入っております。直接、多摩川の表流水という川の上辺を流れる水ということではなくて、一旦、多摩湖とか、ああいう貯水池に一旦貯留されて、もう少し沈殿されて、その上水が入っているというところで、非常に清浄な水が入っていて、それで緩速ろ過をして、多摩のほうに配っているという施設でございます。これは、諸先輩方がこの境浄水場の高低差を使って、山の貯水池多摩湖とか、その高低差を使って、エネルギーを使わずに、ろ過できるということで、大正時代につくられた施設でございます。</p> <p>また、この施設を通して、多摩地区だけではなくて、世田谷にあります和田堀まで自然流下できるというところで、非常に省エネのろ過池で</p>

	<p>ございます。</p> <p>今回は、前にも申し上げましたが、再構築ということで、東村山浄水場が昭和35年に通水しております。既に60年近くたっております、もう大分傷んでいる状況でして、再構築するということで、能力に関しては、先ほどから申しましたように、多摩湖の位置の下のところに東村山浄水場はあります。そこから水を持ってくるところから、エネルギーも要って、この再構築する場所は境が最適だということは前回申したとおりでございます。</p> <p>能力については、今32万、東村山が120というものがあって、3分の1ずつ東村山浄水場を更新していこうということで、その3分の1に見合う能力を、この境につくるということで、更新事業を進めております。</p> <p>ろ過池については、今申しましたように、最低限その3分の1の能力を、ここに再構築をして、良好であるこの緩速ろ過池については、今までどおりエネルギーを使わない浄水場の1つとして、東京水道として、また技術の継承も含めて、また、先ほど申しました良好な水に対してろ過できる施設として残していくという方針で考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>では、ほかにご発言ありませんか。</p> <p>C委員。</p>
<p>C委員</p>	<p>いろんなご説明ありがとうございました。</p> <p>1つは、今、B委員のお話と関連しているんですけども、水道局のほうでご用意していただいた図面とパースですか、ということで、パースをもう少し周辺からの見え方の中で、パースをさらにご提供いただければというのは大変卓見だと思いますけれども、同時に図面というのは上が北です。上が北で書くのが当然であるというのが我々の教えなんです。建築で学ぶこと。そのパースを見ると逆に、下が北になっているというパースになっていて、意外とわかりにくい。意外とこういう図について、一般の方々には、案外見にくいもので、回転しなきゃいけないですね。自分の脳髓の中で回転しなきゃいけないので、できれば、図面の上が北であれば、パースも上が北になるようにしていただくと、ああ、なるほどなということで、施設の配置が大体わかってくるということだと思っておりますけれども、そういうことをもしお考えいただければ、そういう形で、いろんな形で取り組んでいただければ、お願いをしたいということが1つ意見としてございます。</p> <p>それから、もう一つは、既に施設の設計も進めておられるということで、18mの高さが一番高いんですか。ちょうど北東が18mで、だんだん</p>



	<p>西に行くに従って少し低くなるんですか、この断面形を見ますと。こういうことの中で、いわゆる倉庫的な施設が巨大なボリュームとして740mを東から西に向かって、セットバックはあるものの、並列・併置されているという配置図が配置されているということがわかるわけですが、1つ、建築のいわゆる道具施設という形で、生活に必要なものということの装置という理解でございますけれども、しかしそれが建築としてあらわれざるを得ないということで、ここに絵が描かれてあると思うんですけれども、そういう中で、建築の形態の変遷の過程において、建築の形態というのは、中にある機能、中にどのような装置があって、それが外部との関係の中で、どういう形態を持つかというのが、建築のデザインにおける歴史的な変遷でございます。となると、今この東側から西側に向けて740m近い1つの巨大なボリュームがある中で、この建築の形態というものが、中の装置との関係の中で、どのようにして決まってきたのか。そのことを30mセットバックして、緑が十分あると同時に、この建築自身が、これが武蔵野市の中に置かれるわけですから、そのことが、いわゆる6階建ての建物が、だんだん4階建て近くなりながら740mある。長くて奥行が何十mもあるというような、非常にある意味で言うと、地域資源にもなり得るような1つの素材を、どのような形でその外形をつくっておられるのかということとは、非常に我々にとっては関心のある事柄ではないでしょうか。そのことが1つのランドスケープを間違いなく、この地域にとって形づくっていくだろうし、武蔵野市という市域の中においても、特殊な場所としての景観を形づくっていくとすれば、やはり建築の形態がどのような形で、中の装置との関連の中であるのか。あるいは、その外では、ある樹木の樹列との関係とか、あるいはその前面に、左側にある貯水槽との関係の中でどうあるのかというようなことに対するご見解をぜひいただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>じゃ、パースの話は要望ですから。</p>
<p>對馬課長</p>	<p>はい。先生、ありがとうございます。</p> <p>実はこのパースに関しては、先生が言われるように、我々も土木屋として、図面をつくる際は北側を上にしてつくるものになっております。今回ご提示したパースに関しては、あえて私のほうで無理を言って部下につくらせたものです。というのは、やはり井ノ頭通りから見たらどうなんだろうということにちょっと、皆さんどう思われるだろうというふうなこともあって、あえて今回このパースを提示させてもらっています。もちろん、南側から見たらこんな感じのパース、東から見たらこんな感じのパースになりますというパースも、これからつくっていかなければいけないなというふうに思っておりますので、貴重な要望として、胸に込めて説明会でご提示していきたいなと思っています。</p>

次に、今回の再構築にかかわるこの建物の中身というところでございますが、まずもって、先ほど私が申しましたように、ここに入ってくる水の主な水は貯水池からの水になります。西武ドームの横にあります山口貯水池、遊園地の横にあります村山貯水池という、この2つの貯水池から、自然流下でトンネルを介してここにたどり着くということになっていきますし、今まさに緩速ろ過池に入ってくる水も、その流れで水が入ってきております。

ここのパースの絵でいくよりは、先ほどの平面図のほうがいいかな。左側のほうが貯水池から入ってくるというふうに考えていただきたいと思ひまして、このポンプ室等というところに水が一定程度、ここに一定程度の高さを介した着水井というものが、水を受けるタンクというものが入ってきます。その下には、この浄水場を管理する管理室だとか電気関係のものが下に入ってくるということです。

それで、隣に行きますと、浄水場というのは、原水をまず汚れをとるというところで、これは沈殿池というものがありますが、沈殿池に原水を少し薬品を入れて、濁りを大きくして沈めるという役割のものが、この隣の施設になります。非常に大きな池が一番上にあるということです。汚れのたまったものは下に沈みますので、こちらの泥をためるといいますか、泥を脱水するような施設がこちらにあるということです。

こちらの隣の、これは高度浄水施設ということがありまして、今、東京水道では、利根川の水に対して、非常に昔来カビ臭いとか、そういう苦情があつて、まずもって、ここでとった上水に対して、 $O_3$ 、オゾンで有機物を分解して、分解されたものに対して、皆さんキムコという、古いですがけれども、脱臭剤ですが、吸着活性炭という2.5mのキムコというところを、それを上から水を通すことによって、分解された水が、においがなくなるという施設が、この高度浄水施設というものになります。

最後には、先ほど来言っています、ろ過池と。これは、ほとんど玉石と砂利と砂で構成されたろ過池というものでございます。このろ過池というのは、先ほど言った緩速ろ過池と急速ろ過池というものがありますが、既にここで1度活性炭をこして非常にきれいになった水を早い流速でこせるということで急速ということでありまして、それでこした水に対してここで消毒をして、消毒した水を今回は、さらにここに今までなかった、境浄水場では水をためる施設がございませんでした。緩速ろ過した水を直接すぐここに集水井とありますが、ここから自然流下で区部、多摩に自然流下で配っていたわけですが、ここには今回、浄水池というものを設けます。というのは、汚れますので、施設を洗浄する水も

	<p>要りますし、先ほど言ったように、地区にも配れるという、ストックできるという池を、今回改めて浄水池という形で、この沈殿池の下に配っております。</p> <p>したがって、山口、村山のレベルからずっと自然流下でこのまま建物の中を水は走って行って、最終的にここにためて、この集水井というところから、また自然流下で流すということにして、池の水位が自然勾配的にずっとなっていて、どうしてもここが高い位置になってしまうというところにして、ポンプ室等がどうしても高くなってしまいうところの施設の中になっております。</p> <p>こんな形でよろしいでしょうか。</p>
会長	どうぞ、C委員。
C委員	<p>どうもご丁寧なご説明、ありがとうございます。</p> <p>そのお話を伺っていると、その過程が目に見える形で外側に展開されてくると、我々にとって非常に、我々の飲み水自身がこういう形でろ過されているということも十分に理解できる。そのこと自身が、あるいは小学校の生徒さんたちが道を歩きながらも、我々の飲み水が、こんなきれいな、こういうすばらしい緩速ろ過という、いわゆる自然エネルギー的な、その中でできてくるということが、この武蔵野で行われているというようなことを考えると、今のこのパースにある倉庫のような740mの建物施設というのは、いかがなものかなというようなことを、これは個人的な意見で申しわけありませんけれども、何かもう少し目に見える形でこれが地域にとって益になるような1つの資源ということに結びついていくようなことができれば、大変すばらしい1つの、いろんな条件をクリアするということは、既にこれまでいろんなご意見、市議員の方々からのいろんなご質問の中で十分私自身も理解してきたわけですが、そのことの中で、このシビルエンジニアリングという施設の必然性ということを考えてときに、こういうものが目に見える形でこれだけの1つの空間、場というものを、ここに作り得るのであれば、そのことをやはり何かもう一つ、せっかくの機会でございますから、お考えいただいて、1つの歴史的な遺産にもなるようなものではないかと私自身は直感いたしますけれども、そういう中で、高いところからお考えいただければというような質問をさせていただいた考え方でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>この件は、実は前回やはりC委員からご意見があって、皆さんも基本的に認識を共有したんですが、これだけのすごいスケールの公共施設ができる以上、それを何か見えなくして存在を消すような方向も1つのやり方なんですけれども、そういう方向だけではなくて、むしろ積極的に</p>

	<p>その施設の持っている意味を対外的に示していくというようなデザインの考え方もあるのではないかと、そういうことのほうがもしかしたら意味があるというようなご意見です。一概にこれだというわけにはいかないかもかもしれませんが、いずれにしても、最終的に形が決まるまでに、そういう議論を一定のテーブルの中での議論を経て決めていただくということが必要ではないかということに、前回もそんなニュアンスだったと思います。したがってこれは、むしろ武蔵野市として、この施設のデザインについて、どんな形でこの後、議論のテーブルをこしらえていくのかということについて、今お考えがあれば、ご披露していただいて。あるいは、これから考えるということでもいいかもしれませんが、お願いしたいと思います。</p>
福田幹事	<p>前回の都市計画審議会でもC委員のほうから、会長がおっしゃられたとおり、もしかしたら少し特徴づけたほうがというようなご意見もございました。市のほうといたしましては、当然、地区計画の中で、建物の形態、色彩、その他意匠の制限というふうなものを設けておりますので、それらのデザインが周辺環境になじむような形、どちらかという、周辺環境に溶け込むので、逆になるのかもしれないですけども、目立たないというふうな形、また、周辺の方々も比較的、その見え方ですとか、そういうふうなものにこだわっているというふうなご意見等も、これまでの説明会でいただいておりますので、市のほうとすると、現時点では周辺環境になじむような形で、東京都水道局さんのほうと調整等を進めていければというふうにご考えてございます。</p>
会長	<p>議論のテーブルをつくるという考えはないの。</p>
福田幹事	<p>テーブルという、これまでも水道局さんとは当然打ち合わせ等をやっておりますので、それが外向きにあるテーブル、公開するテーブルなのかどうかというところまでは今の時点では考えておりませんが、当然、建物プラン、今後まちづくり条例等々に展開していきますので、その中で、水道局さんのほうも一定のタイミングで外構プランというのを固めるような形のスケジュールだと思いますので、それに合わせて、適切なタイミングで調整は図っていききたいというふうな形に考えています。</p>
会長	<p>これはちょっと議論のあるところで、最後にもう1回まとめさせていただきます。</p> <p>ほかに、ご発言ありましたらお願いします。</p> <p>どうぞ、D委員。</p>
D委員	<p>最初に確認をさせていただきたいんですが、前は高さが20m、壁面から20mということで、今回提示されたのが30m、高さ18mということで、このことによって高さが2m下がりますよね。そのことによって広</p>

	<p>さというか、面積が広がるとかということがあるのか。別に前回と変わらず、施設そのものは、そうすると面積が変わらないとすれば、面積が若干狭まるというようになると思うんですが、その辺の機能というのが今まで考えていたものと変わるのかどうか。その18mになることによって何か変更があるのかどうか、そのことについて確認させていただきたいんですが。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
對馬課長	<p>それは、私のほうから説明させていただきます。</p> <p>前回20mと言ったところで、これは先ほど来、水の流れのお話をしましたが、これまで浄水場、何年かかけていろんなものをつくってきています。そこで使われている設備というものが、やっぱり時代の変遷でサイズがダウンしてきているという。設備が小さくなり始めているとか、あと監視制御設備関係も、大分コンパクト化されてきているとか、そういうものを少しずつ詰めていきますと、部屋が少し下がっても、狭くなっても入るかなとか、そういうことにつながりまして、そういった工夫をしたところで、先ほど申しましたように、全体的に全て下がったということではなくて、例えばポンプ室のところの部分的な部分、何か設備が入る部分の部屋が少し階段状に下げられる。結果的には、機能的にはそういう小さいものを使っても機能は確保できるということで、今、設計を進めているというところで、高さが少しでもというところで今、検討した結果ということなんです。</p>
会長	<p>D委員。</p>
D委員	<p>わかりました。そうすると、施設の面積そのものは今までと変わらないけれど、施設の中に入るいろいろな機能がコンパクトになることによって高さが低くというような、東京都が努力されたというご説明だったと思うんですが、それは、これがもう最大限の努力で、いろんな施設というのは、整備されるものというのは、コンパクトといってもいろんな大きさがあるというように思うんですが、その辺の検討というのはどういようにされて、最終的に18mというようなことになっていったのか、ちょっとその辺のご説明をもう1度伺いたいと思います。</p>
對馬課長	<p>皆さん多分、高さが一番気になっているかなと思っています。我々もできるだけ圧迫感がないものと。圧迫感がないといっても、長さは個々に非常に長い施設ですので。ただ、高さに関しては、今段階で私どもで約18mというふうなお話をさせてもらっていますし、また、市さんとも協議しまして、18m程度だったらというところで、今の段階ではそういう段階です。</p> <p>じゃ、さらにもっと低くできないかというところのお話になりますと、先ほど申しましたように、水がたまる層というものは、やはりポリ</p>

	<p>ュームが必要ですので、そこの部分はなかなか下げられないだろうと。ただ、施設が入ってくる、いろんな設備がまだ、本当にこの設備でいいのかというところだとか、そういうところは今段階では、まだ検討できるかもしれませんがけれども、今段階では18mまでかなというふうに考えています。</p>
会長	<p>よろしいですか。 D委員。</p>
D委員	<p>ぜひ、その辺は今後も検討したり、いろいろ調査したりというようなことがあるというご説明でしたので、地元の方たちの高さをなるべく低くしてほしいということについては努力していただきたいなということを要望しておきたいと思います。</p> <p>それで、私は、この境の再構築について、ご説明を最初に受けたときから、緩速ろ過というのはとても大事な施設だというように私は思っております、ぜひ引き続きこうした施設を維持していただきたいなと思っております。</p> <p>その中で、この間、今回で3回目の都市計画審議会になると思うんですけれども、地元の方たちから、今後、今回こういう形での位置になったとしても、例えば緩速ろ過を東京都でなくしてしまっというようなことが将来的にあたりとか、それから、今はできないと言っていたけれども、位置を変えるとかというようなことも出てくることもあるんじゃないかというような懸念というか、も出されました。それで、私は武蔵野市と東京都が、きちっと今後地元への還元というようなことだとか、それから安全対策だとか、いろんなことについて武蔵野市と東京都が協定というか、今後結んでいくというように思うんですけれども、そういう中で、その位置を変更しないとか、緩速ろ過はきちっと守っていくとか、そういうことについては、東京都と市としては協議して、そういう位置づけになっていかれるのかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいのですが。</p>
会長	<p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>施設の配置と緩速ろ過を残すという話につきましては、この計画を昨年9月に地元の説明をさせていただくときから、建物配置については、すったもんだが多少ありましたけれども、基本的に緩速ろ過は、先ほど対馬課長のほうの説明もあったとおり、将来にこれは残す非常に貴重な設備でもあるという形で、冒頭から、緩速ろ過は残すという方向で説明をしておりますので、今の時点で東京都水道局さんのほうで、いつになるのかわからない先の話の今後残しますというものを協定等で結ぼうというところは、今の時点では持っていないところです。もともと水道局さんは、将来にわたって残すということを前提に今回の再構築事業</p>

	を計画されて持ってきておりますので、なくならない前提で全て動いているので、今の時点ではその協定等を結ぶ必要はないのかなというふうに考えておったところではございます。
会長	D委員。
D委員	<p>今回、都市計画の変更ということで協議されているわけですが、今の時点で都市計画を変更して、これは武蔵野市ですね、都市計画。変更しても、東京都は緩速ろ過はなくす考えはないということだというのはわかっているんですけども、例えば東京都が変更をするというようなことがあっても、今の都市計画の中では、それは全然自由だということになりますね。何の規制もないわけですよ。武蔵野市として、今後この境浄水場について、武蔵野市としても位置づけとしてはあると思うんですね。持っていると思います。そういうことに関して、東京都との話し合いだとか協定というか、話し合いの中で、武蔵野市の考え方をきちっと東京都に示す。そういうことについては、どのように考えていらっしゃるのか。それは、災害時などに対しての地元還元だとか、この施設についての地元還元というようなことについては、武蔵野市としてはどのように考えていらっしゃるのかを、ちょっと伺ってみたいと思います。</p>
会長	恩田幹事。
恩田幹事	<p>都市整備部だけの話ではなくて、全市的な対応ということになると思います。防災機能としての、要するに地元への還元ですとか、そういったことというのは、今後やはり詰めていく話だと思いますので、それは水道局さんのほうと、その辺について、どのレベルの話になるかありますけれども、そういった運用の仕方ですとか、その辺を確認しながら、お約束を取りつけてくれということはあるんだと思います。</p> <p>それから、先ほどの都市計画上のフリーの話ですけれども、基本的には地区計画というのをここで設定しますので、その枠組みが今回この施設を建てるに当たっての、ある程度の都市計画上の規制をかけたという形になりますので、形態の部分での枠はかかっているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、その緩速ろ過を残す、残さないということに対して武蔵野市はどう考えるのかということについては、申しわけございませんが議論していません。水道資源として水道局が運用しているものですから、それが東京都民にとってのどういう位置づけにあるかというのが第一義的な話でございますので、そこに一自治体の武蔵野市が、それについてどうなんだこうなんだという話をすべきなのかというところはあると思います。ただ、歴史的な経過を踏まえて、武蔵野市にとっては一定のこういった環境資源であったというお話は、今後当然させていただきたいというふうに思っております。</p>

会長	D 委員。
D 委員	<p>では、最後にします。</p> <p>今回、境浄水場は地元武蔵野市には、直接水の供給をする施設ではないわけですね。ですが、東京都全体の中から見ると、再構築を東京都がせざるを得ないというところで、こういうことが出てきたというように思います。それであるならば、やはり武蔵野市としても、ぜひ地元への還元、こういうことについてはしっかりと東京都に発言していただきたいというように思いますし、今後、建築に当たっての近隣住民の皆さんに対する、これからのいろんな工事も含めたものもいろいろと出てくるというように思いますので、これも東京都とのしっかりと、武蔵野市も発言していただくというようなことはしっかりとやっていただきたいなということを重ねて要望して終わりたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、ほかにご発言ありますか。</p> <p>E 委員。</p>
E 委員	<p>私も前回の都市計画審議会で、今の質問と同じような意見を述べさせていただいたんですが、そのときは、東京都水道局の方がいらっしやらなかったんで、改めて意見を含めて確認というか、お願いをまず1点したいと思います。</p> <p>前回も申し上げましたが、今の地区計画のままだと、今、他の委員からも懸念のお話があったように、南側にも同程度のものが建てられる、制度的には、額面どおりに捉えれば水道施設であればつくられてしまうのではないかという不安に関しては、できればしっかりその不安は払拭をしていただきたいんです。東京都が緩速ろ過池を残すから、それを信じているんだというだけではなくて、やはりそういうことはなるべくというか、させませんという、不安はできれば払拭をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうかというところが1点と、これは東京都のほうにお伺いしたいんですが、この緩速ろ過池を残すという方針は私も最初の説明から伺っているんですが、この施設自体は未来永劫使えるものなのかというところです。修繕を繰り返しながら、ずっと更新が続けられるのか。また、ある程度やはり大規模な改修が必要なことが出てくるのかというところもお伺いしたいと思います。</p> <p>もう一つが、資料5-1ですね。これは前にも見ていたんですけども、ちょっとこの部分で余り気づかなかったんで改めて確認をしたいんですが、真ん中あたりで、「境浄水場の一部を機能更新し、既存施設の能力回復を合わせて日量70万m<sup>3</sup>」というふうになっているんですが、これは既存施設の能力回復というのは、その緩速ろ過池の能力回復という考え方でいいのかということもご説明願いたいと思います。</p> <p>それと、最後もう1点、これも要望を含めてなんですけど、私は、ほぼ</p>



	<p>毎回住民説明会には出席というか傍聴させていただいています。その中で、前回3月12日の説明会で、東京都の方の出席がなかったということで、住民の方からは、毎回必ずしも出席できるわけではないので、その回に初めて来る住民の方もいるので、できれば東京都の方にも来て、その事業の説明をしていただきたいという声があったんですね。私どもはそれを聞いていて、もっともだなと思ったんです。先ほど説明に関してはパースの説明とか、そういった方法、内容に関しては他の委員の質問にお答えになったんですけれども、必ずその住民説明会、この先何回あるかわかりませんが、そういったところには、毎回、東京都の職員の方も来て説明をしていただけないかということでもよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。</p>
会長	福田幹事。
福田幹事	<p>まず1点目、南側に建物を建てられる可能性を払拭するようなことという話でしたけれども、これにつきましては、水道の事業、今後の事業計画にも大きく影響する部分というのはあるのかなというふうには思っております。少なくとも、今、水道局さんのほうで示されている施設計画上では、その部分はもう必要ないというふうな話になっておりますので、ちょっと4番目の質問とも関連してしまうんですけれども、今後の住民説明の機会には、3月12日の反省ではないんですけれども、水道局さんのほうとも調整して、説明会を連携して行っていくというふうな確認がとれておりますので、そういう席において、当然、水道局さんのほうから今の事業計画上そういうふうなことは想定できないというふうな説明をしていただくというふうな形になるのかなというふうには思っております。</p> <p>2番目を飛ばしまして、3番目の資料5-1の部分についてでございますけれども、既存施設の能力回復と合わせてというふうな形が書いてございますけれども、9月の説明のときに、再構築事業というふうな説明のそもそもをちょっとさせていただきました。そこには2種類ございまして、既存の緩速ろ過池の改修、既存の施設の改修と、新たに今回施設を建設するという2本立てを合わせて、水道局さんのほうは再構築事業というふうな形で位置づけて、事業を実施しておられますので、既存施設というのは緩速ろ過池の機能更新というふうなことというふうな意味合いとなってございます。</p> <p>4番目につきましては、先ほども触れたとおり、今後も對馬課長のほうと連携して、住民の方々、確かに初めて来られる方は、都市計画の原案だけ聞いてもわからないという部分も確かにありますので、その辺は、適切な説明会のタイミングにおいて連携してやっていきたいというふうな考えてございます。</p>

会長	よろしいですか。
對馬課長	<p>もう1件、ろ過池の更新の話ですが、大正時代につくられた緩速ろ過池、相当傷んでいるかと思います。このままずっと使えるかというところは、多分じゃないんですけども、今、水道局では、こういった再構築に合わせて覆蓋をすることをしています。なぜかという、今までは、ろ過池に関して覆蓋をしていました。太陽光発電のふたをかぶせて、何かを投げられると飲み水にならないよという、テロ対策も含めて、今までのろ過池に覆蓋をしてきています。今回のプランで、今後再構築していく浄水場に関しては、先ほど言った水が見える池というのは、もう一つ沈殿池というものがあります。沈殿池と、ろ過池というのが表面に見える池になります。沈殿池にも変なものを投げられると飲み水にできないというふうな危機管理の一環として、今後、覆蓋をしていこうというふうに考えています。</p> <p>何を申したいかという、この境浄水場では、今回新しく再構築する部分に全て覆蓋、階層化する中に今まであった池を入れるという形になります。残った緩速ろ過については、本来であれば覆蓋したいところなんです。ろ過池機能を確保しながら覆蓋をしたいんですけど、今のあの池の大きさに屋根をかぶせるというのは、今、構造的に非常に無理だと思っています。ろ過池は今後、残していくというふうなお話をしました。できれば、作り直したいというのが今、本音のところなんです。緩速ろ過池に屋根をかぶせたいというか、ふたをしたいというのが本音のところなんです。これは今後の対策になろうかと思います。いずれにしても、今ある緩速ろ過池に入っている砂も砂利も、大正時代のものです。今まで外に出ていったものでないものでございますので、ある面では、そういう砂を新しいものに入れかえたい。池もちょっとコンパクトにして覆蓋をしていきたいというのも、今後の対策として、危機管理として水道局では今後考えていくものになっていきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
会長	E委員。
E委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の緩速ろ過池を大規模改修をしてでも残したいということで、理解をいたしました。ということは、同じような高速ろ過はつくられないのかなということで、そういった解釈もしたいと思います。</p> <p>説明のほうは、ぜひそのように丁寧をお願いをしたいと思います。</p> <p>もう1点だけ、ちょっと技術的なことなんですけれども、伺ってもいいですか。安全面に関して。</p> <p>以前の説明会で、高度浄水施設が決壊したらどうするんだ。水があふれるんじゃないかという住民の方からの質問が、意見があったときに、</p>

	<p>あそこは水をためる施設ではなくて、ずっと流しながら浄化をするんで、大量にたまった水が一度にあふれることはありませんよという説明だったんです。だから大丈夫と。先ほど来、自然流下で多摩湖からずっと水が流れてきて、あそこのポンプ室を回って、そこから自然流下で動力を使わないで水が流れるということは、その途中どこかが切れた、決壊した場合は、多摩湖の水がずっとその水圧で出てきちゃうんじゃないかなど、さっき聞いていて、ちょっとそういうことを想像したんですが、このあたりはどのような対策、管理になっているのかというのを、お尋ねしたいと思います。</p>
福田幹事	<p>技術的なご意見、ありがとうございます。</p> <p>実は、多摩湖の水はこれからトンネルを掘って、トンネルを掘るにもやはり2km単位ぐらいで立坑、立て穴を掘って横に掘っていくわけですが、その立坑のところに逐次バルブがついてきます。また、一番浄水場に入ってくる着水井といったポンプ室等ですけれども、そこにも立坑があって、立坑の下には緊急遮断弁だとか、バルブも二重に閉まるような仕組みになっておりますし、池と池、建物と建物の間も全て管路でつながっております。管路に関しても、今は耐震継ぎ手というもので、また鋼管というもので、一体性のもので、管が抜けるという構造になっておりません。また、建物の中には、水が流れていると申しました。今、最新の耐震基準に基づいて設計しておりますので、壊れて水が漏れるということは、最大震度を想定してやっておりますので、今そこでしかという言い方じゃないですけれども、その耐震設計をやって壊れるということは、今の日本の基準の中ではありませんので、水が漏れるということはありませんと私のほうは思っております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、ほかにご発言。</p> <p>F委員。</p>
F委員	<p>そもそもなんですけれども、一番最初の説明のときに、ひよっとするとご説明いただいたかもしれませんが、この事業の総工費というのは、どれぐらいなんですって。それが1点。</p> <p>それから、今、武蔵野市は東京都と水道が一元になっておりませんので、この事業については東京都さんのお仕事というふうな、やはり感覚があるかと思うんです。しかしながら、私どもも東京都民でございますので、これだけの大きな公共物が建つということについては、やはり広く市民の皆さんに関心を持っていただく。建物のよしあしではなくて、やはり私たちの命を支える水の事業がどのように努力をされて営まれているのか、そして私たちの水道の蛇口のところまでどのように来るのかということ、環境共生という観点からも、身近なものとして捉えて</p>

	<p>いくチャンスだと思うんです。そういう意味においては、今回のこの大きな事業が武蔵野市民にも、今後、東京都が今水道の一元化に一生懸命鋭意努力しておりますので、その先にあるものとして位置づけて、連携した検討というのをしていくことというのが大事なんではないかというのが、市民の皆さんも、それから私たち議員のほうでも、1つ思っていることなんだと思っています。</p> <p>これからは、公民連携、公共と民間との連携。当然のことながら、公共と公共の連携ということも必要になってくる時代だと思います。国有地、都有地、これをそれぞれの自治体の中でどう活用していくのか。払い下げるだけでなく、このアセットを、プロパティをどのように活用していき、都民、そして市民、国民の皆様に、よりよいサービスが実現でき、そして今、東京都が一生懸命オリ・パラで言っていますレガシーとして活用できるかということを示していく、1つの公共物としては大きなチャンスだと思っていますが、そういった今回は協議がなかったということなので、今後ぜひそういった観点でも、武蔵野市も東京都さんとも連携していただきたいと思います。</p> <p>まずはちょっと、総工費どれぐらいかかるものなのか教えていただけますか。</p>
会長	<p>對馬課長。</p>
對馬課長	<p>事業費は、今申し上げても、正確な事業費にならないかなと思っています。</p> <p>今、先ほど来、高さも18m程度だというふうなお話をしました。建築物ですね。中に入る設備も、もう少し設計が進まないと、ちょっと正確な数字が出てこないと思うんです。丸っと例えば500億だとか600億と言っても、余り生きた数字にはならないと思いますので、それはもう少し設計が進んで、また先ほど言った高さに関しても、もう少し精度が上がった時点で、お話しさせてもらえないでしょうか。今時点では、ちょっとまだ申し上げられないんですけれども。</p>
F委員	<p>はい。今、お答えできないということであるならば、それはそれで仕方がないので、後日またお示しいただければと思いますが、普通これぐらい大きな事業をやるのであれば、丸っとした形だとしても、あらあらの計算はされているのが通常ではないかと思います。</p>
對馬課長	<p>私が最初に申し上げたように、建物の大きさも、今までつくってきた設備をある程度踏襲して、高さだとかこのぐらいになるかなとか、それで自然勾配で流れますよと言った、その水位の高さもある程度決めて、この高さの大きさになる。だから建築物はこのぐらいの単価になるから、掛けてこのぐらいかなという話で今おさまっている程度なんです。おわかりでしょうか。</p>

	<p>例えば、この高度浄水施設というのが25年前に金町に入れた施設でございます。やっと一昨年、利根川系の浄水場が全て100%の高度浄水になりました。でも、それは25年前の単価と10年前につくった、一番新しいものが10年前だとか、そのぐらいの設備の単価の状態なんですね。そういうものだもんで、一番高いものが、例えば先ほどからご質問ありました、オゾンというものを発生するものも大分かわってきてまして、非常にコンパクト化されています。これはなぜかという、全国レベルでオゾン処理をやり初めて、一般企業が技術革新がどんどん進んでいるんです。10年前の設備と監視制御設備が全然ダウンサイズしてきて、大分単価が安くなっていることが実態でして、今そこはなかなか言い切れないかなというところですが。</p>
会長	<p>F委員、一般論としては、どのぐらい事業費がかかるかは1つの関心事なんですけれども、それをお聞きになって、次は何をおっしゃりたいのですか。</p>
F委員	<p>よろしいですか。</p> <p>総工費がわかったからどうこうという話じゃないんですけれども、やはりそもそもこれは私たち市民は都民でもありますので、やはり費用対効果とか、これだけの事業をなさるのであれば、今いろいろな方々からご意見を、市民の方からいただいていますので、1つの判断材料としてお示しただけですとありがたいかなとは思っています。東京都さんも公会計制度改革の中で、自治体としては非常に先駆けてなさっていらっしゃる部分においては、費用対効果等のそろばんをはじいていらっしゃるはずだと思います。もちろん、ここは都市計画のことについて審議するところでございますので、この件については、また後日、教えていただきたいと思えます。</p> <p>それから、最終的に市長が判断をするというところにおいては、これはまちづくり条例の範囲で判断をするということでしょうか。武蔵野市は景観条例、景観計画を持っておりませんので、景観に関して、どこでよし、悪し、市長の意思決定、基準とされるのか。ここだけ最後、確認させていただきます。</p>
会長	<p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>F委員の質問は、最初、A委員が言われていた部分のイメージのところよろしいですか。</p>
F委員	<p>根拠。何を根拠によしあし、悪しを判断するか。景観条例がないですから。</p>
福田幹事	<p>建物の景観についてということですか。</p>
F委員	<p>そうです。</p>
福田幹事	<p>保留地の場合は、工作物の壁面等にあれしましたけれども、根拠につ</p>

	<p>きましては、すみません、都市計画に関して、地区計画を設定している部分については、当然、建築規制条例を引いている部分で制限とかがかかってくる部分って建物の場合はあるんですけども、先ほど言った景観の部分に関しては、地区計画の計画書の中の、いろいろ記述をここに示させてもらっています。これについて適合しているかどうかというのを、まちづくり推進課のほうに申請していただきまして、合っている、合っていないの判断をしております。</p> <p>今、F委員おっしゃられるとおり、今、武蔵野市において、景観に関して特に制度を設けておりませんので、通常の地区計画の中での申請で、ここに書かれている部分に該当する部分については、まちづくり推進課のほうで、中での内容を精査して、判断するというふうな形になります。</p>
会長	よろしいですか。
F委員	はい。
会長	ほかに、ご発言ありませんか。
副会長	<p>多分ほかの委員さんと同じことの繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、今回は、都市計画の変更、地区計画の設定、用途地域の変更という議論の中で、構築物の建物の議論も同時並行的にやられているんで、かなり細かいところまで議論していると思うんですけども、今回この地区計画だとかが決まりますと、この建物等に関する事項の条件の範囲内では、この範囲内ではオープンなところで議論をしなくても建て増し等々ができていってしまうという状況になっていくと思うんですね。ですから、そのような話の延長線上で、先ほどほかの委員の方から、現在南側にある緩速ろ過池のところ建物が建つんじゃないか等々の疑問が呈されていると思うんです。周辺地域住民の人にとっては、大正時代から、ああいう建物で、周辺は大変良好な住宅地になってきて、この間の説明会で頭では理解をしているんだけど、そこで生活している者にとっては心情的になかなか受け入れられないというのが現状だと思っているんですね。ですので、今後、これはお願いになるかもしれません。ほかの委員さんと同じなんですけれども、今後、もし今回の計画以上のものをつくるというようなときには、やはり丁寧なオープンな場での議論ができるような形にしていきたい。</p> <p>というのは、今回の説明と違うことやっているじゃないかというようなことが発生すると、やっぱり地域の人たち、住民の人たちはなかなか行政に対する不信感というのがまた増幅していってしまいますので、今後、きょうは決をとるわけじゃないですけども、今後、丁寧な議論を、地域住民の方々のよく意向を酌んでしていただきたいなということを、ほかの委員さんと同じ意見なんですけれども、お願いをしておきたいんですけども、もしご意見があれば。</p>

会長	福田幹事。
福田幹事	<p>先ほど来、いろんな委員の方から出ている話ですけれども、当然、今後の手続の中で、まちづくり条例で建物の形態だとか配置等について協議をいたします。まちづくり条例の手続の中で、建物の形態とかその辺が大きく変わる場合は、条例の手続において説明も必要だとか、そういうふうな手続もありますので、その辺の部分でも、都市計画の範疇は少し離れますけれども、市としてやっている制度の中では、そういうふうなところが少しはできるかなというふうに考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご発言ありませんか。</p> <p>では、大体意見は出尽くしたようです。それで、幾つかのご質問、ご要望がございました。それについては的確にご返事いただいたと思いますが、一、二点、少し宿題的に残りそうな、ただ、きょうの都市計画の原案を案にするということに関しては、ほとんど影響のあるご意見ではなかったというふうに理解します。</p> <p>ただ、これからの進め方の中で、1点目は、この膨大なというか、長大な建築物の構築物の景観的なあり方について、先ほどのご回答だと、市と都と、都は建設者ですよね。建設者と市が粛々と協議しますというようにご返事でしたが、そういうやり方、一種の事務的な処理とは違った次元でこれは議論する場所が必要なんではないかという、そういう皆さんの、全員かどうかは別ですけれども、そういうニュアンスがあると思うんですね。ですから、景観条例とかそういうものはありませんけれども、特別にこの、これだけのものをつくる以上は特別のテーブルをこの際つくって、普通の事務的なやりとりとは次元の違ったアプローチをするということの可能性をご検討いただきたいと思います。特別のテーブルというのは、事業者と市のほかに、言ってみれば、そういう景観について専門的な知識を持っている人を加える、あるいは、一定の市民の意見をそのことについて意見を言っていただく機会を設けるとか、そういうことだと思うんですね。それを処理するような、議論を集約できるような場を設定するという可能性を検討してみてください。</p> <p>それから2点目は、何人かおっしゃいましたが、今回の施設が北側にできることの理由として、緩速ろ過池を残す必要があるんだという説明をずっとしてきた。そうである以上は、緩速ろ過池をちゃんと残せよと、こういう議論がずっとあったわけですが、それに関して言うと、緩速ろ過池が未来永劫残るかどうかが、これは今ここでそれを固定するというのは非常に難しいと思うですけれども、私は。ですから、そういうことよりは、これから今回の計画内容が一旦、固まったとして、これの変更なりあるいは追加的な施設計画なりで、小さな管理的なものは別として、</p>

	<p>本格的な追加的な施設については一定の協議を、まちづくり条例でそもそも協議が必要だというなら、それはそういうことを言う必要はありませんけれども、まちづくり条例の協議の対象にならず、地区計画でもフリーだということになった場合、そのことについて別途、市と都とは協議をするという一種の約束を取りつけるようなことはあるのではないかと、私は個人的には思います。それを覚書でやるのか何でやるのかは工夫の余地はあると思いますが、そういう意味で地区計画が決まったらあとは忘れてフリーでできるというのは、ちょっといかがかというのが全体の気分だと思います。</p> <p>その2点だけ、少し宿題のように、今後のご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>そんなことでよろしいでしょうか。皆さん。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p> <p>それでは、以上のような追加的コメントをして、原案を案ということにして進めていただきたいと思います。</p> <p>それでは、この件は以上です。</p> <p>傍聴者の方、ご退席ください。</p> <p style="text-align: center;">— 傍聴者退席 —</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>その他、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の日程でございますけれども、まだ皆様にはお知らせをしておりませんが、先ほどスクリーンにも出ましたように、予定でいきますと、7月の後半で考えていきたいと思っておりますので、また日程、時間、決まりましたら早目にお知らせしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>では、以上で本日の審議会は終了します。どうもお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">【閉会】</p>